

# 短期入所療養介護利用料金表

(令和 1年 10月 1日以降)

利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。  
(左側料金：基本型・右側料金：在宅強化型)

(日 額)

3 階・4 階フ ロアを ご利 用の 方	要介護度	介護保険給付 1割負担の料金です		介護保険給付対象外利用料 (利用者負担第4段階の方の場合)					合 計		
		自己負担金		滞在費	食 費	日用品費	教養娯楽費	基本型	強化型		
		基本型	強化型								
3 階・4 階フ ロアを ご利 用の 方	多床室	要介護1	889円	939円	740円	1,730円	190円	232円	3,781円	3,831円	
		要介護2	941円	1,019円					3,833円	3,911円	
		要介護3	1,006円	1,085円					3,898円	3,977円	
		要介護4	1,061円	1,145円					3,953円	4,037円	
		要介護5	1,117円	1,205円					4,009円	4,097円	
	特別室 又は 個室	要介護1	810円	855円	1,850円	朝食380円 昼食710円 (間食含) 夕食640円	190円	232円	4,812円	4,857円	
		要介護2	859円	931円					4,861円	4,933円	
		要介護3	924円	997円					4,926円	4,999円	
		要介護4	980円	1,057円					4,982円	5,059円	
		要介護5	1,035円	1,116円					5,037円	5,118円	
	第3段階 の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる		370円			650円			
		(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		1,310円			(負担上限)			
	第2段階 の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる		370円			390円			
		(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		490円			(負担上限)			
	第1段階 の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる		0円			300円			
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		490円			(負担上限)				
加 算 料 金 等	○2階フロアをご利用される場合、上記料金に <b>82円</b> が加算されます ○療養食の提供を行った場合、1日3回を限度として <b>7円</b> を徴収します ○送迎を行った場合片道 <b>198円</b> を徴収します ○特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの）を提供した場合、提供時間により以下の料金を徴収します ・3時間以上4時間未満 <b>701円</b> ・4時間以上6時間未満 <b>971円</b> ・6時間以上8時間未満 <b>1,348円</b> ○居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合、7日間を限度として、緊急短期入所受入加算 <b>97円</b> が加算されます。 ○緊急治療が必要な場合、 <b>556円</b> を3日を限度として徴収します ○夜勤を行う看護・介護職員の数が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合、 <b>26円</b> を徴収します ○リハビリ専門職員が多職種と共同してリハビリテーション計画を作成し、個別リハビリテーションを行った場合、 <b>258円</b> が加算されます ○居宅介護支援事業者に対して居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として1日 <b>37円</b> 又は <b>50円</b> を加算します。 （当施設における在宅復帰率等が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合のみ） ○認知症の行動や心理症状が医師により認められ、在宅での生活が困難な利用者を緊急的に受け入れた場合、7日間を限度として、 <b>215円</b> が加算されます ○厚生労働大臣が定める基準に適合し、日常生活に支障をきたすおそれのある利用者にケアを提供した場合、認知症専門ケア加算として1日 <b>4円</b> 又は <b>5円</b> が加算されます ○看護・介護職員の占める割合が厚生労働大臣の定める基準に適合する項目に基づき、 <b>20円</b> 又は <b>13円</b> あるいは <b>7円</b> が加算されます ○別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続し療養上必要な処置を行った場合、重度療養管理加算 <b>129円</b> が加算されます。（要介護4又は5の者に限る） ○厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、介護老人保健施設サービス費の単位数の1000分の39に相当する単位数 又は 1000分の29に 相当する単位数 又は (ア) 1000分の16に相当する単位数 又は (ア) で算出した単位数の100分の90 又は (ア) で算出した単位数の10 0分の80に相当する単位数 と 1000分の21に相当する単位数 又は 1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算されます。										
	そ の 他 の 費 用	特別室	<b>4,400円(税込)</b>			理	カット	<b>2,600円</b>			
		個室	<b>3,300円(税込)</b>			美	パーマ	<b>3,700円</b>			
		2階個室	室料差額なし			容	顔剃り	<b>700円</b>			
		4人部屋	室料差額なし			額	毛染め	<b>3,700円</b>			
	○各種診断書： <b>3,300円</b> ○左記以外の診断書： <b>1,100円</b> ○行事費： <b>実費</b> ○以上料金を示したものを以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品等は実費を徴収します										